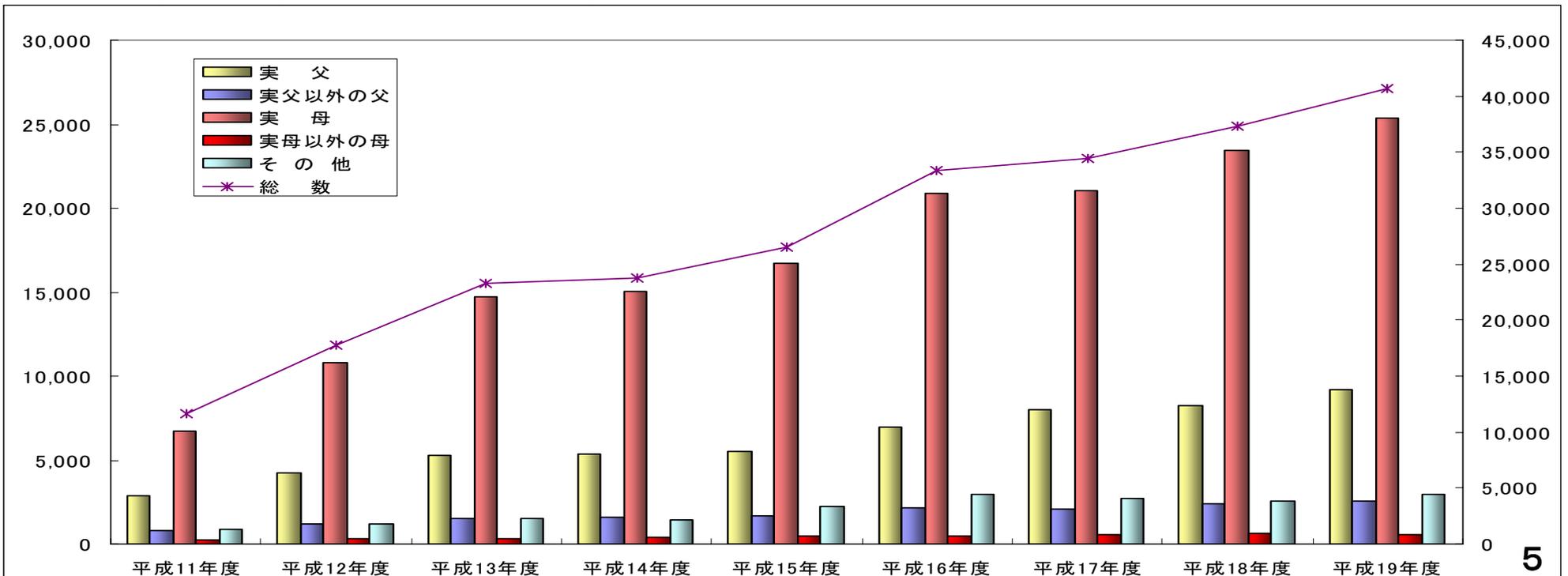


# 主たる虐待者の推移

○ 実母が62.4%と最も多く、次いで実父が22.6%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908( 25.0%)	815( 7.0%)	6,750( 58.0%)	269( 2.3%)	889( 7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205( 23.7%)	1,194( 6.7%)	10,833( 61.1%)	311( 1.8%)	1,182( 6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260( 22.6%)	1,491( 6.4%)	14,692( 63.1%)	336( 1.5%)	1,495( 6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329( 22.5%)	1,597( 6.7%)	15,014( 63.2%)	369( 1.6%)	1,429( 6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527( 20.8%)	1,645( 6.2%)	16,702( 62.8%)	471( 1.8%)	2,224( 8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969( 20.9%)	2,130( 6.4%)	20,864( 62.4%)	499( 1.5%)	2,946( 8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976( 23.1%)	2,093( 6.1%)	21,074( 61.1%)	591( 1.7%)	2,738( 7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220( 22.0%)	2,414( 6.5%)	23,442( 62.8%)	655( 1.8%)	2,592( 6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203( 22.6%)	2,569( 6.3%)	25,359( 62.4%)	583( 1.4%)	2,925( 7.2%)	40,639(100.0%)

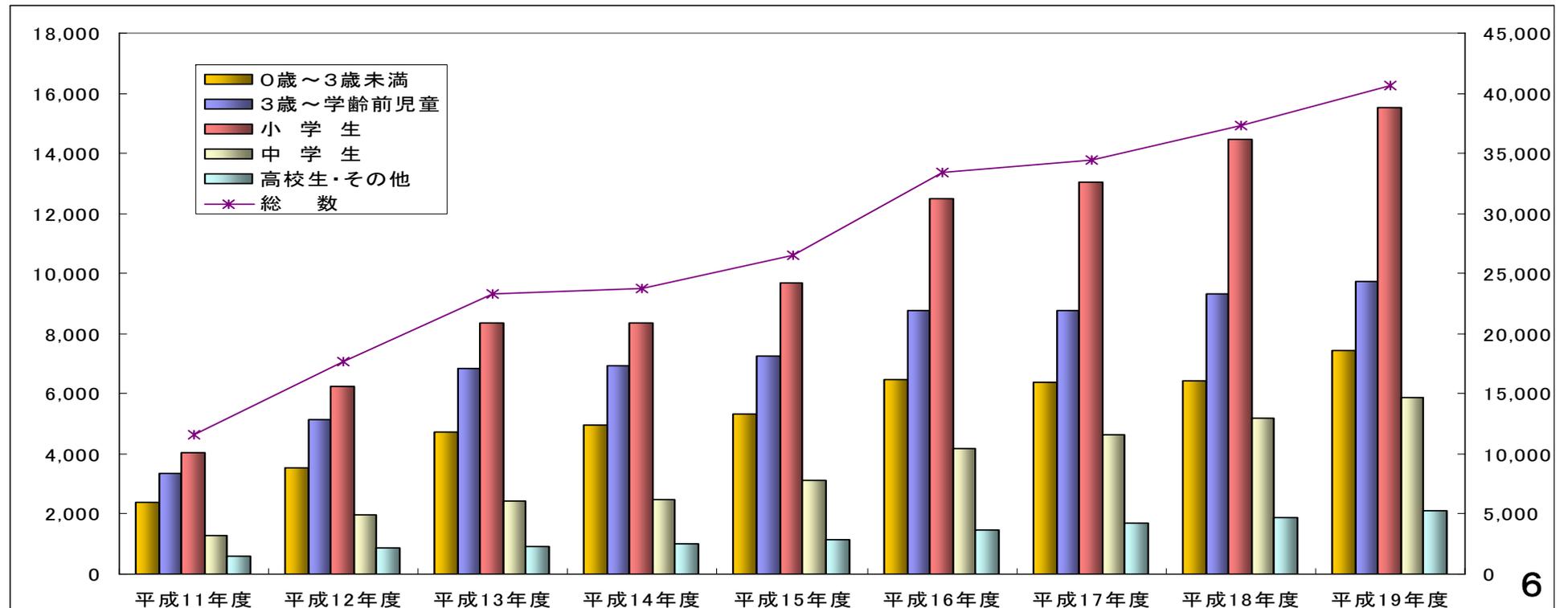
※ その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。



# 虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

○ 小学生が38.1%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.9%、0歳から3歳未満が18.3%である。なお、小学校入学前の子どもの合計は、42.2%となっており、高い割合を占めている。

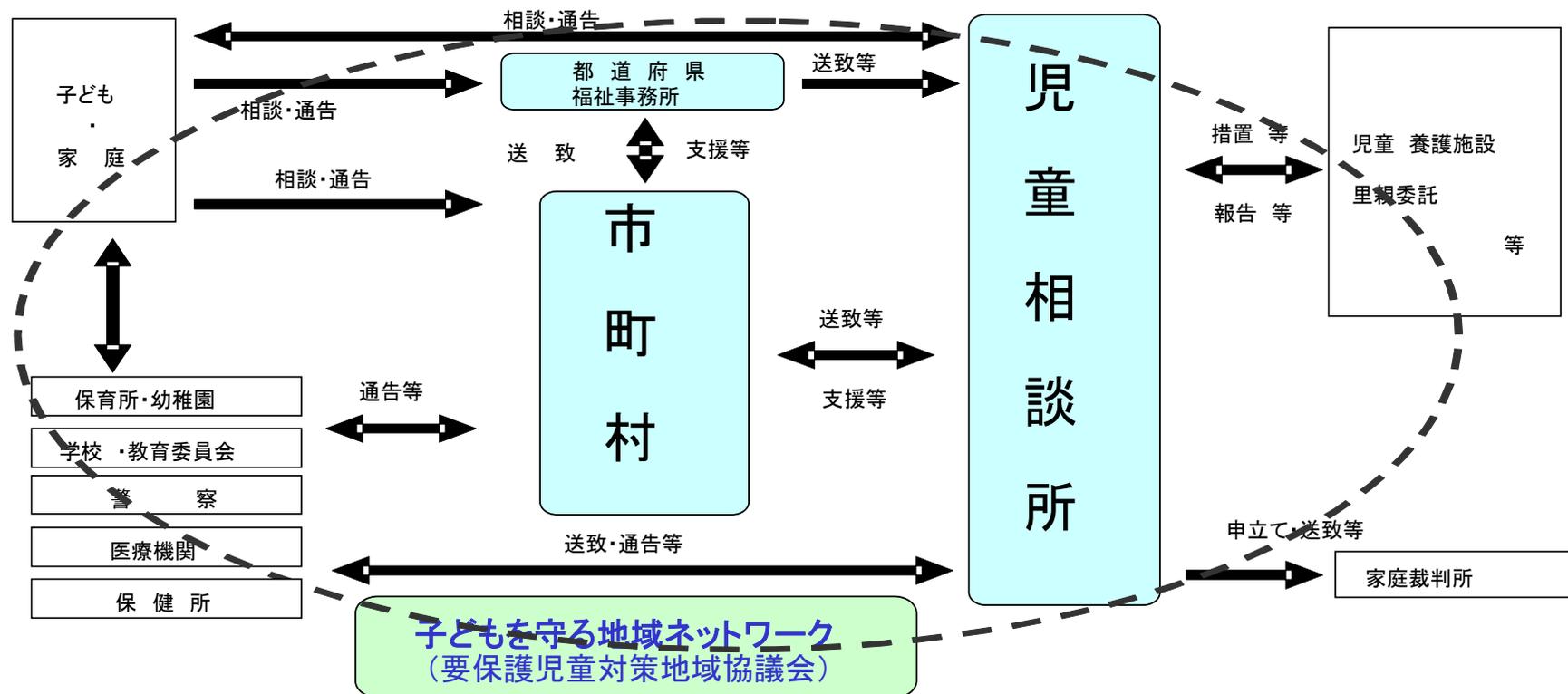
	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成11年度	2,393( 20.6%)	3,370( 29.0%)	4,021( 34.5%)	1,266( 10.9%)	581( 5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522( 19.9%)	5,147( 29.0%)	6,235( 35.2%)	1,957( 11.0%)	864( 4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748( 20.4%)	6,847( 29.4%)	8,337( 35.8%)	2,431( 10.5%)	911( 3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940( 20.8%)	6,928( 29.2%)	8,380( 35.3%)	2,495( 10.5%)	995( 4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346( 20.1%)	7,238( 27.3%)	9,708( 36.5%)	3,116( 11.7%)	1,161( 4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479( 19.4%)	8,776( 26.3%)	12,483( 37.4%)	4,187( 12.5%)	1,483( 4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361( 18.5%)	8,781( 25.5%)	13,024( 37.8%)	4,620( 13.4%)	1,686( 4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449( 17.3%)	9,334( 25.0%)	14,467( 38.8%)	5,201( 13.9%)	1,872( 5.0%)	37,323(100.0%)
平成19年度	7,422( 18.3%)	9,727( 23.9%)	15,499( 38.1%)	5,889( 14.5%)	2,102( 5.2%)	40,639(100.0%)



# 地域における児童虐待防止のシステム

○従来の児童虐待防止対策は、「児童相談所」のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待通告の通告先となり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。

○現在、各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進められている(平成20年4月1日現在、94.1%の市町村で設置(虐待防止ネットワークを含む。))。



# 市町村相談体制の現状

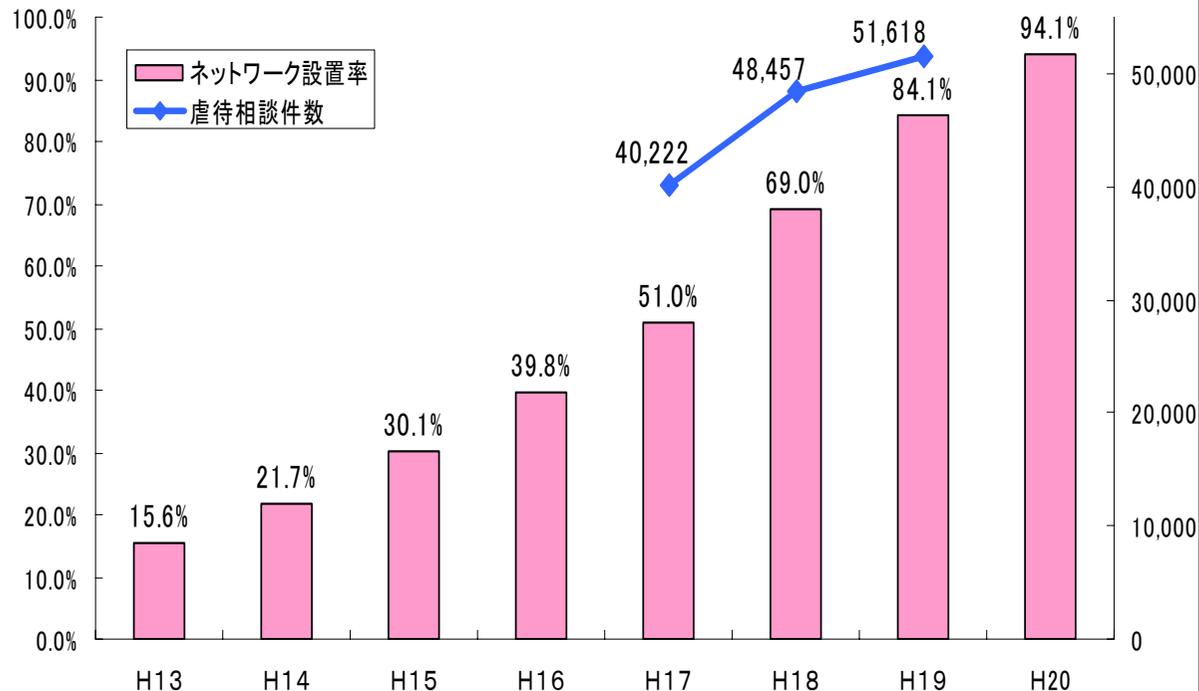
○ 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。

[児童虐待防止法第6条第1項]

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

○ 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置率は、平成20年4月1日現在、全市町村の94.1%にまで進んでいる。

子どもを守る地域ネットワーク設置率と市町村虐待相談対応件数



※ 設置率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

## ◆子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の概要

[経緯]

- 平成 9年 児童虐待防止市町村ネットワーク事業として創設
- 平成16年 要保護児童対策地域協議会の法定化(H17.4.1施行)
- 平成17年 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針発出
- 平成19年 地方公共団体による設置の努力義務化(H20.4.1施行)
- 平成20年 協議対象の拡大、調整機関に一定の専門性を持つ者を置くよう努力義務化(H21.4.1施行)

[特徴]

- ・ 構成機関の円滑な情報共有
- ・ 構成機関の守秘義務(罰則つき)
- ・ ケース進行管理等を一元的に行う機関(調整機関)の選定